

高松市伏石町2130番地5
株式会社フロムファースト・高松
代表取締役 佐野 力 様



高松市長 大 西 秀 翁

開発行為 許 可 通知書
不許可

平成30年11月15日付けで申請のあつた開発行為については、次のとおり
許可する
許可しない
ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号及び2号重力式擁壁から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷量は3.5kN/m以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力を度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市仏生山町 宇高木
甲1565番7、甲1567番2、甲1568番6、同番7の一部

(実測地積) 1,138.62 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してく
この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に因する法令、許可条件、指示を知
命令その他の地造成に因する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図つてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときは除き、審査請求をすることがあります。この処分について不服がある場合であつて、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に因するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公審等調査委員会に対して裁定の申請をすることができます(この場合にはおい、ては、審査請求をすることができません)。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合、は、正当な理由があるときは除き、裁定の申請をすることができなくなります。